

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信4号
2011. 11. 8

“成年被後見人に選挙権の回復を”

通信4号 主なメニュー： <ご意見・感想を募集します！…リレートークを始めました>
<さいたま訴訟 第二回裁判報告> <東京訴訟、第三回裁判の報告>
<署名活動ご協力をお願い> <院内集会は17日 ご案内添付>

<さいたま訴訟、第二回裁判の報告>



さいたま地裁 口頭弁論平成23年10月5日(水)10時30分 105法廷
&裁判後の報告会 (市民会館うらわにて11時～12時)

一般傍聴席50席のところ20人余、雨天のため寂しい傍聴席となりました。

●法廷の様子

☆柳原弁護士が「請求の趣旨の補正」(原告浅見さんがこの裁判で獲得したいことを明確にした)を、パワーポイントを使い、歯切れ良く、わかりやすく説明した。

- ・ 次回の選挙権に限定した。理由は、裁判所が判断しやすいから。また、裁判所は人権の砦【具体的紛争について法を適用して、裁定する(善悪・可否を判断して決める)、国の機能】であるから、次回の選挙に行けると裁定されたら、それは選挙権を認められたということになる。
- ・ 在外日本人の選挙権を認めた判例(平成17年)を説明 → 「在外日本人は、日本国民であり選挙権を有することを前提としているのに、選挙権行使が認められていない公職選挙法は違憲だ、と訴え、違憲との判決がでた。 → 原告も同じです「選挙権を行使できることを認めてください！」

☆今後の意見書提出などについて、裁判長と柴野主任弁護士と被告側を含めたやり取りがあり、次回裁判は、12月14日 11時30分と決まった。

●裁判後の報告集会

弁護士より：

- ・ 東京の裁判の論点の話に、さいたまの裁判官は乗ってこなかった。伝える必要性を感じました。
- ・ パワーポイントの中に、原告が梨の皮を上手にむいている映像をおき、事理弁識能力というものさしがおかしいんじゃないの？を伝えました。
- ・ 皆で決めるのが民主主義。皆で決めるだけではないのが立法(正義を大事に)。その法律が正しいのかを見つめていくことが大事で、多数者の横暴から少数者を守るのが司法の役割だ、と改めて思いました。
- ・ 禁治産者と被後見人では、対象者の幅に大きく違いがある。支援があれば生き生きと暮らせる方も被後見人となっている現状。そこを知らせて、裁判官の認識を変えましょう。
- ・ 東京の裁判は、「能力」が論点に持ち込まれている。埼玉ではどうしていくか、考えどころだと思っています。

参加者より：

- ・ 原告後見人の浅見豊子さんから原告の寛子さんに質問して、選挙に対する思いを確認する場面もあって、寛子さんからしっかりした明確な答えがありとても印象的でした。
- ・ 閉廷直前に裁判長から次回からは傍聴券は出さないと告げられ、非常に残念に思いました。

次回への反省： 12月14日第3回裁判には地元埼玉から傍聴席を一杯に出来るよう、埼玉県手をつなぐ育成会事務局でしっかりした計画を立てて頑張りたいと思います。

弁護士としても、活発な口頭弁論となるよう工夫しますので、是非、傍聴で応援をお願い致します。

<東京訴訟、第三回裁判の報告>



東京地裁 第三回口頭弁論

平成 23 年 10 月 13 日 (木) 11 時～

一般傍聴席94席を求めて88名が並ぶ。開廷時には満席となる。

裁判長



従前の被告の主張は<主張A>「事理弁識能力のない者の投票は無効。」ということだったので「無効の投票があるとふさわしくない結論が出る。だから手段として成年被後見人から一律に選挙権を奪うことにした。事理弁識能力のない状態が寛解したときには選挙権は行使できる」<主張A>ということかと思っていた。<主張A>は、わかりやすいとは思っていた。しかし、今回の被告準備書面(2)では、<主張B>『選挙権行使は私人の私法上の行為とは違うものだから事理弁識能力のないものが選挙権を行使しても有効』ということですね。

被告

被告： はい

そうすると、被後見人の選挙権を制限する立法目的が何なのか分からない。どういう人が選挙権を行使すると、国政が危くなる、問題が生じると考えているのか。立法目的、大前提として「こういう人の参政権を否定したい。そうしないと国政が危くなる。間違った方向へ行く。」ということを明らかにしたうえで、その手段として成年後見制度を流用したということだと思うが。一つの考え方として、投票する時点のみならず、日常的に能力が必要なんだ…投票時だけ、能力が回復していても、状況として事理弁識能力がない人は排除したい…というようなことはあり得ると思いますが、まず立法目的を明らかにして下さい。

被告

被告：
立法目的を敷衍(ふえん)します
(※)

そのうえで、その目的を達成するために何を手段とするのか、とその合理性が必要。認知症とか知的の方は排除したい…そういう方が、例えば全国で800万人いるとして、成年後見を使っている人が30万人いるとすると、重なる部分もあるが、はみ出す部分も出てくる。そのような運用が、「LRA(より制限的でない手段)」なり、「やむを得ない場合」という基準、なり、又は合理性の基準を使って合憲と言えるのか…という話になる。

そういう考え方の中で、諸外国はどういう考えをしているのかというのは、制度論として参考になると思うので、和訳を挙げて欲しい。

両者へ
宿題

また、次回以降かもしれないけど、立法事実、①立法目的から対象となる人と②成年被後見人の対象者の現状、③成年後見の運用状況等を明らかにして欲しい。成年後見は本来本人の財産が不当に出て行かないようにする制度、どういう風に医者が判断しているのかということも明らかにする準備をしておいて欲しい。

原告へ
宿題

行為能力が欠けている方に関して、選挙権との関係で外国はどのような制約を設けているのかという一般論も知りたい
こういう裁判なので、立証責任ということもあるが、裁判所としては、不利有利を問わず国側から出してもらっても、構わない。被告原告とも出せるものを出して欲しい。

原告

原告：これまで、諸外国の文献は、成年後見制度との関係で調べてきたが、意思能力と選挙権の関係で調べた方がいいのか。

(※敷衍する： 意義を広くおしひろげて説明すること。わかりやすく言い替えたり詳しく説明したりすること。)

裁判長

実質上は撤回だと思う。最終的にはしっかり調整する。
次回期日；1月19日(木) 11時～ 同法廷にて

原告：出来れば、能力のある被告の側で調べて欲しい。
被告の前の調書は撤回ということでもいいのか。

☀ 事理弁識能力：法律行為の結果による利害得失を判断する能力。

いわゆる判断能力を指し、意思能力と同義ではないとされています。

ハテナ?… 裁判では、難解な言葉や専門用語が多い。知的障害者が原告や被告となった時、自分が何をいわれているのか、なにをやらされているのか、サッパリわからないままで裁判が進行していくのはオカシイ。今回の被告、国にも分かって欲しい。また、今後、裁判での合理的配慮についての動きに期待したい。



〜〜 裁判後の報告会より

司会 明石洋子さん

➤➤ 原告と弁護団より、口頭弁論の補足説明と感想 ➤➤

今回より弁護団がパワーアップ。さいたま弁護団と合体し、島根県の新人弁護士さんも加わりました。

満席の効果：今回も、傍聴席をいっぱいにしてくださり、本当に有難う

ございました。裁判長の本気な取り組みを後押ししていますし、傍聴人を意識してのわかりやすい表現になっていると感じます。弁護団が発言する時もバックに応援を感じて心強いのです。

裁判中での活発なやりとりのある法廷が続くよう、次回も傍聴お願いします。

支援の輪のひろがり：学生さんが10数名以上参加(早稲田大学の菊池ゼミの学生さん、法政の法科大学院の学生さんなど)、これからの社会を創っていく若い方々が興味をもって下さり、考えていただくことは、大変嬉しいです。また、障害者権利条約批准に向けて尽力されている長瀬修氏や社会福祉士で成年後見・市民後見を考える大門塾塾長の大門亘氏の参加があり、応援メッセージもいただきました。

被告・国の主張の変化：国が宿題のやり直しで、これまでと違った主張を出してきました。『選挙権は能力のない人にも制限しない制度だ。けれども被後見人は制限される』という矛盾のある主張です。その理由も不十分で不明確でしたので、またまた宿題とされました。ですから、こちらの反論は次回になります。

裁判長の示す宿題のポイント(国へ)：

- ① 権利を制限する公職選挙法第11条1項1号の[立法目的]を明確化して欲しい。「どういう人の選挙権を制限しないと、国政にとって問題なのか？」そしてその目的を実現するための[手段]が「成年被後見人からの一律の権利剥奪」で相当なのか？合理性はあるか？制限することの善し悪しの判断基準も検討しなさい
- ② 一般論として、能力が欠けている方の選挙権に関してどのような制約を設けているのか、主要な外国の例をしりたいので、参考資料を和訳で提出してください。

国が、立法目的をどう立ててくるのか、興味を持ちます。どういう人を排除したいのか？を具体的に言えるのだろうか？

危惧していたが、裁判官はやはり、能力で制限することは、目的として致し方ないという考えがあるのか、と思った。北海道新聞の記事に『問題は、判断能力の有無で選挙権を喪失させることの是非だ』とあった。マスコミの取り上げ方も注目したい。

記事 <http://www.hokkaido-np.co.jp/news/editorial/322340.html>



裁判長の示す宿題のポイント(原告へ)：

- a. 立法事実(法律の背景にある実情)を調べておいたらどうか、のアドバイスがあった。また、成年後見制度の運用状況を知りたいと言う。



具体的には、成年被後見人になりうる人の人数、実際に被後見人になっている人数を調べる。実情が、立法目的に合っていないことの証明になる。

家裁の実情も調べ、後見の審判において医者や選挙権行使の能力をみているのか？なぜ、8割9割の方を後見類型にしているのかを明らかにして行く。そのようにして、成年後見制度の目的と公職選挙法の目的の違いを明らかにする。情報が有りましたらご連絡ください。手段の相当性と言う論点の中で以上のような立法事実(法律の制定・運用の前提・根拠となる事実・社会の現状)の問題が、主戦場になるのではないかと。

今後も裁判を監視してください。

名兒耶清吉さん : 国の書面でおかしいことの1例は・・・事理弁識能力のない人の具体例が例示されている。

①日常生活の買い物が自分ではできないので、誰かに代わってやってもらう必要があるもの。②ごく日常的なこととして、家族の名前、自分の居場所がわからなくなっているもの。③完全な植物状態にあるもの。

これが事理弁識能力の定義だという。本当に考えられないことです。

皆様の傍聴が、国への無言の威圧になり、裁判長の張り切りに繋がります。よろしくお願い致します。

全日本手をつなぐ育成会の取組み : 知的障害のある方の基本的人権(ここでは選挙権です)を守るための運動として、いくつか展開していきますので、裁判支援と併せて、皆様どうぞよろしくお願い致します。

法改正を目指しましょう！

① 全国の署名活動への再度の協力をお願い。関係者だけでなく、お友達、地域のお知り合いなどへ。

11月6日の育成会全国大会でもアピールします。 **<署名活動 再度のご協力をお願い>**

(全育成HP <http://www.ikuseikai-japan.jp/>)

② 延期となっていた**院内集会(11月17日(木)午後)**を再度企画しましたので、ここでも満席にして、国会議員に強く働きかけましょう。(別紙チラシ参照 申込必須です!) その後の請願行動も検討中です。国会で取り上げてもらえるように頑張ります。



参加者発言

長瀬さん : 内閣府の障害者制度改革推進会議にて、障害者権利条約批准のための整備の動きがあり、まずは障害者基本法改正が国会を通り、8月施行となりました。その中には、社会的障壁による制約という文言が入り社会的モデルが盛り込まれました。加えて、総合福祉法、差別禁止法が決まれば、批准へと向かうのですが、そこで間違いなく引っかかるのが、選挙権剥奪です。ジュネーブでの権利委員会で指摘され、クリアが求められるでしょう。この訴訟をおこして下さって感謝します。

大門さん : 初めて傍聴し、理解がむずかしかったが、報告会での弁護士さんの解説で頭が整理されました。そこで感じたのが、法律上のやりとりのみではなく、感情を含んだ人間同士の戦いであり、人間味です。

普段、成年後見制度に関わる仕事をし、大門塾で議論もしています。制度の不備はあるが、法律的なことも人間的なことも含めて議論されて、より使いやすいものにしていくことが望ましいと思いました。

共同通信札幌支社の記者、山崎さん : 先日、札幌でも提訴されたが、弊社ではまだ長い記事を書いていないので、取材に参りました。多方面にわたる取材をして記事を書く事で、力になればと思います。

最後に、匠さんより・・・お疲れ様でした。ありがとうございました。



★ 障害のある方が傍聴することへの配慮について ★

今回、聴覚障害の方の傍聴希望があり、事前に裁判体に連絡。抽選で通訳の方が外れた場合は申し出るよう言われた。また、通訳が隣の席ではわかりづらいと説明したら、前で立って通訳することを認めてくれました。とても良い対応でしたので、お伝えします。(杉浦ひとみ)

ハレトーク no.1

「通信」第3号を拝受。

(牛久在住 北岡 忠憲)

事理弁識能力をめぐる国側の「辻褃合わせ」は、完全に袋小路へ入ってしまった感じで、お粗末この上ありません。

まず、日常生活に関する被後見人の行為が有効になるのは「寛解している場合である」というのは、法律解釈として間違っています。民法9条が「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる」とした上で、「ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでな。」としているのは、どう読んでも、「寛解」を前提にして言っていることではありません。細かな日常生活行為にまで取り消しを認めては、社会生活上、却って不合理だから、法律はひとしなみに「この限りでない」としているのであって、もし国の言うとおりですれば、被後見人は、日用品購入の際にはいちいち「寛解」のあるなしを判定してもらわなくてはならないこととなります。日用品販売者の側も、当該被後見人が「寛解している」ことを証明してくれないと、安心して物を売ることができないこととなります。

また、裁判長から「事理弁識能力ある人の選挙権は有効なんですね」と問い詰められて国側が「はあ、そうなります」と答えたというも(柳原弁護士が指摘されているとおり)まったくの自家撞着で、もしそうだとすると、今後は、事理弁識能力が疑われる人の投票行為については有効かどうかを、いちいち判定しなくてはならないことになるでしょう。

要するに国は、被後見人の選挙権を剥奪することについて合理的な理由を示せない、つまり回答不能に陥っていると言わざるを得ません。さいたま訴訟の柴野弁護士が、事理弁識能力という言葉へのこだわりは基本的人権の視点からはちょっと違うという意味のことを言われていましたが、これは原告の側がこだわっているというより、被告の国側がそこに論点を持って行こうとすることから生じているやり取りですから、これはこれできちんと論破しておけば、あとは自然と、基本的人権との関わりでどうなのかをはっきり浮かび上がらせることができると思います。

(名兒耶さん宛のメールより転載)



☆彡 みなさまからの寄稿をお待ちしています。原告や弁護団へのエール、裁判に思うこと、成年後見制度に関する意見・質問、各地での学習会情報、等々・・・
どうぞお寄せください。お待ちしております。

ハレトーク no.2

成年後見選挙権裁判に参加する思い

(埼玉県手をつなぐ育成会相談役 福岡三治)

私は46歳になる長男を持つ父親です。長男には重度の知的障害があり、35年間入所施設生活をしていました。・・が平成18年入所施設を出て地域生活を始めました。日中活動は通所施設に、夜はケアホームで生活しています。

私は仕事柄、成年後見制度のことについては知っていました。福祉サービスを受けるに当たり、判断能力が不十分な息子には成年後見人が必要だと思い、この際私が息子の成年後見人になることを決めて後見申立をしました結果、後見人として審判の決定を受けました。その結果、今では選挙投票券が来なくなりました。被後見人になった息子は選挙券を奪われたことに強い怒りを覚えました。憲法で保障されている基本的人権も奪われたことにすごい憤りを感じました。法律を守ったら基本的人権が奪われたわけです。

成年後見制度を法律として施行されるまでに十分な検討がされたとは到底思えません。公職選挙法第11条1項の被後見人の項の廃止を徹底的に求め勝ち取るまで、裁判を支援し、共に戦います。

<京都地裁での第二回裁判（11月1日）を傍聴して>

初めて参加してきました。40人の傍聴席は、満員でした。書面のやりとりが主でしたので、裁判の様子がつかめない感じでした。裁判終了後、隣の弁護士会館内での報告会では、活発に質疑がありました。

支援組織を作る話もできました。何処が中心になるかをこれから検討しないといけないと思います。

今回は12月27日。年末は出にくい人が多いと思いますが…。声がけて、傍聴席は満員にしたいです。

(松井美弥子)

〔裁判の予定〕

- さいたま訴訟 第三回口頭弁論 さいたま地裁 105号法廷 12/14 (水) 11時半～
- 東京訴訟 第四回口頭弁論 東京地裁 103号法廷 1/19 (木) 11時 (10時半集合)
※どちらも報告会を予定 追ってお知らせします。
- 京都訴訟 第三回口頭弁論 京都地裁 203号法廷 12/27 (火) 10時半～
- 札幌訴訟 第一回口頭弁論 札幌地裁 805号法廷 12/15 (木) 午後1時半～2時半

カンパのお願い

今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**〔カンパ口座〕**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護士団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになると思いますが、その際は改めて通信などでご連絡させていただく予定です。

具体的な用途： 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

(2011.7.17 後見選挙権訴訟弁護士団一同 成年後見選挙権を考える会一同)

カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所
普通 0037455
口座名 成年後見選挙権を考える会
セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

ありがとう



後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護士団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 sugiura@law.email.ne.jp

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護士団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他： 成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山 園 090-9818-5353

sono0424@mx4.ttcn.ne.jp

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenkkyoken0201/>